

## 外管局、クロスボーダー貿易・投資の利便化促進の 9 措置を公布

国家外貨管理局は、2023 年 12 月 8 日、《更なる改革の深化により、クロスボーダー貿易・投資の利便化促進に関する通知》（匯發 [2023] 第 28 号、以下、本通知）を公布・施行しました。

本通知は 9 措置から構成され、經常項目 4 措置では貿易外貨受払の利便化、資本項目 5 措置では利便化政策拡大、一部の資本項目外貨管理の最適化などが打ち出されています。

原文については、以下のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.safe.gov.cn/safe/2023/1208/23593.html>

### <本通知の概要>

#### 貿易外貨受払の利便化推進

##### 1. 市場仕入れ貿易外貨管理の最適化

- 銀行は多様な方法で市場仕入れインターネットプラットフォームの情報をを用いて、市場仕入れユーザーに対して外貨の受取・人民元転をオンラインで実施可能

##### 2. 加工貿易受払ネットtingの緩和

- 銀行は条件に合致する企業に対して進料加工代金の受払ネットting業務を慎重に実施可能

##### 3. 委託代理クロスボーダー貿易資金の受払の完備

- 代理側が破産や口座凍結などの特殊な事情により貨物貿易の受払を実施できない場合、銀行は業務実施原則に基づき、委託者に対して貨物代金受払を実施可能

##### 4. 国内機関のオペレーティングリース業務における外貨決済の利便化

- 条件に合致する国内機関は自社保有の外貨収入を、国内リース会社に対して国内オペレーティングリース料として支払うことが可能

#### 資本項目の利便化政策拡大

##### 5. クロスボーダー融資の利便化試行政策の全国展開

- 条件に合致する試行企業は外貨管理局で外債登記を行い、一定の限度額内の外債を自主的に借入可能
- ハイテク企業および「専精特新」企業<sup>※</sup>に加え、科学技術型中小企業を試行範囲に追加

科学技術型中小企業とは、関連部門が認定する、一定人数の科学技術員が科学技術開発活動を行い、知的財産権を取得し、かつそれをハイテク技術製品あるいはサービスに実用化させることにより、持続可能な発展を実現する中小企業

※ 詳細については SMBC (CHINA) NEWS NO.22-12 をご参照ください。

- 試行範囲は従前の 17 省（市）から全国に拡大  
17 省（市）：天津市・上海市・江蘇省・山東省（青島市を含む）・湖北省・広東省（深セン市を含む）・四川省・陝西省・北京市・重慶市・浙江省（寧波市を含む）・安徽省・湖南省・海南省
- 前項 17 省（市）試行地域の対象企業は、1,000 万米ドル相当以内の外債を自主的に借入可能
- その他の地域の対象企業は、500 万米ドル相当以内の外債を自主的に借入可能

#### 6. 海外直接投資（ODI）の前期費用制限の緩和

- 国内企業の海外直接投資に係る前期費用の累計送金額制限（300 万米ドル相当以内）を取消。ただし、累計送金額は中方の予定投資総額の 15%を超えてはならない

#### 7. 外商投資企業の国内再投資持分譲渡代金と海外上場による調達資金の支払・使用の利便化 （2024 年 6 月 3 日から発効）

- 資本項目資産現金化口座を資本項目決済口座に調整
- 国内持分譲渡側（機構と個人を含む）は、国内主体から受け取る外貨建て持分譲渡代金、および国内企業が海外上場で調達した外貨資金について、資本項目決済口座に直接入金可能
- 資本項目決済口座内の資金は自主的に人民元転・使用可能
- 国内持分譲渡側は、外商投資企業から受け取る人民元建て持分譲渡代金（直接人民元転した資金、あるいは人民元転支払待機口座内の人民元資金を原資とするもの）について、人民元口座に直接入金可能

### 資本項目外貨管理の最適化

#### 8. 資本項目収入の使用ネガティブリスト管理の完備

- 非金融企業の資本金/外債の外貨資金およびその人民元転資金は、自己使用の原則を遵守
  - 直接/間接的に国家が法律法規で禁止する支出に使用してはならない
  - 明確な規定がある場合を除き、直接/間接的に証券投資やその他の投資・理財商品に使用してはならない（リスク評価結果が 2 級以下の理財商品およびストラクチャー預金の購入を除く）
  - 非関連企業への貸付に使用してはならない（経営範囲で明確に許可されている場合、および上海自貿区臨港新エリア、広東自貿区広州南沙新エリア、海南自貿港洋浦経済開発区、浙江省寧波市北侖区などの 4 区域を除く）
  - 非社用の居住用不動産の購入に使用してはならない（不動産開発、不動産賃貸企業を除く）

#### 9. 遠隔地での外債口座開設の認可制度の取消

- 合理的ニーズを有する非金融企業は、所属外貨管理局以外の地域の銀行で外債口座開設が可能

以上

ご照会先

**上海本店**

上海市浦東新区世紀大道100号  
上海環球金融中心11階  
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区興義路8号  
上海万都中心12階 1、12、13号  
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号  
上海環球金融中心15階15T21室  
TEL : 86-(21)-3860-9000

**瀋陽支店**

瀋陽市瀋河区青年大街1号  
市府恒隆広場16階1606室  
TEL : 86-(24)-3128-7000

**北京支店**

北京市朝陽区光華路1号嘉里中心  
北楼16階1601、1605-1606、  
1608、1615、1628-1629室  
电话 : 86-(10)-5920-4500

**天津支店**

天津市和平区南京路189号  
津匯広場2座12階  
TEL : 86-(22)-2330-6677

**蘇州支店**

蘇州市高新区獅山路28号  
蘇州高新国際商務広場12階  
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区  
蘇州大道西2号 国際大厦16楼  
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開發区  
東南大道33号 科創大厦8楼  
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市玉山鎮登云路258号匯金  
財富広場1号楼601、605-608室  
TEL : 86-(512)-3687-0588

**杭州支店**

杭州市拱墅区武林街道延安路385号  
杭州嘉里中心2幢5階、6階603室  
TEL : 86-(571)-2889-1111

**広州支店**

広州市天河区珠江新城華夏路8号  
合景国際金融広場12階  
TEL : 86-(20)3819-1888

**深圳支店**

深圳市福田区中心四路1号  
嘉里建設広場2座23階  
TEL : 86-(755)-2383-0980

**重慶支店**

重慶市江北区慶雲路1号  
国金中心T1併办公楼20階单元1、15-18  
TEL : 86-(23)-8812-5300

**大連支店**

大連市西崗区中山路147号  
申貿大厦4楼-A室  
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

[http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global\\_information/smbccnrep.html](http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html)

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記QRコードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。